附則第二十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改め、同条第二項中「、新震災特例法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第十七条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定」に、「を含む」を「及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十七条の三第一項」を「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項」に、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十七条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「、第十七条の三並びに第十七条の三の二」を「、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」に改め、同表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「若しくは第十七条の二の二第三項」を「、第十七条の二の二第三項若しくは第十七条の二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「若しくは第四十二条の十一第四項」を「又は第四十二条の五第四項」に、「、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項」を「若しくは第四十二条の十二の三第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項」に、「又は第四十二条の四の二第八項各号」を「若しくは第四十二条の十二の三第四項」に、「若しくは第四十二条の四の二第八項各号」を「、第四十二条の十二の三第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第十七条の二の二第四項」を「、第十七条の二の二第四項若しくは第十七条の二の三第四項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める。

附則第三十三条第一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成二十四年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
第二項	第六十八条の九	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九
	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二	第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五
第四項	第四十二条の十第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項

第五項	第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
	前条第四項、次条第五項	第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項
第十項	第四十二条の十第二項	旧効力措置法第四十二条の十第二項
	同法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
	第四十二条の十第三項	旧効力措置法第四十二条の十第三項
第十一項	又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項
	並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項
第十二項	「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項（
	租税特別措置法第六十八条の十四第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項

附則第三十三条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に、「（新租税特別措置法」を「（平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第六十八条の十五の二、」を「から第六十八条の十五の五まで、」に、「ついては、新租税特別措置法」を「ついては、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第六十八条の十五の二第一項」を「、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「法人税法」と、新租税特別措置法」を「法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「法人税法」に、「、第